

## F I S ポイント登録規程

第1条 F I S 公認競技会に参加しようとする者は、本規程により F I S に登録しなければならない。

第2条 F I S に登録しようとする者は、本連盟競技者登録をしなければならない。

第3条 登録手続きは、年度ごとに定める。

第4条 登録有効期間は、FISが定める1シーズン限りとし、継続する場合は、新たに登録手続きをしなければならない。

第5条 年次登録料は、各種公認・登録等料金一覧表のとおりとする。ただし、手続き期間又は更新期間を過ぎた追加登録料は、3倍の額とする。

2 当該年次登録料は、本連盟に納入しなければならない。

第6条 登録完了者には、F I S から登録番号が与えられ、その番号がその競技者のコード番号となる。

第7条 登録を完了した競技者は、FISの規定に基づきポイント管理される。

第8条 本連盟の規約に違反し、競技者としての体面を汚すような行為があったときは、理事会の議を経て登録を取り消すものとする。

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

平成27年12月15日 改正